

# 焼津市道路の位置の指定基準

1. 焼津市道路の位置の指定基準
2. 焼津市道路の位置の指定基準別図  
※別図第1～第4
3. 道路の位置の指定（変更・廃止）の事務処理要領
4. 道路の位置の指定（変更・廃止）の事務処理要領様式  
※第1号～第4号様式
5. その様式（焼津市建築基準法施行細則別記様式）  
※第9号様式、第10号様式、第31号様式

焼津市都市政策部建築住宅課

TEL：054-626-2102

FAX：054-626-2184

## 焼津市道路の位置の指定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、良好な市街地の形成を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づいて位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）の設計及び築造に関し具体的な基準を定めるものとする。

(技術基準)

第2条 指定道路は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4の規定によるほか、この基準に定めるところにより設計し、築造しなければならない。

(指定道路の配置)

第3条 指定道路は、その周辺の地域の土地利用の状況、交通等の現況及び今後の計画的な市街地の形成を考慮した上で配置しなければならない。

(延長及び幅員)

第4条 指定道路の幅員は別図第1によるものとし、有効幅員（車道幅員をいい、原則として電柱、ガードレール等の外側を含まないものとする。以下同じ。）を4メートル以上としなければならない。

2 指定道路の境界（他の道路との境界を除く。）は、見切コンクリート、側溝等で明確にしなければならない。

3 指定道路の延長は、接続する他の道路の接続部分の境界線を起点とし、指定道路の終点までの各部分の中心線によって測るものとする。ただし、指定道路が法第42条第2項の規定による道路に接続する場合には、指定道路側の同項の道路の境界線とみなされる部分（以下「後退線」という。）を起点とする。

4 両端が他の道路に接する指定道路で延長が100メートルを超えるものにあつては、有効幅員を5メートル以上としなければならない。

5 袋路状の指定道路で、その延長が70メートルを超えるものにあつては、有効幅員を6メートル以上としなければならない。

6 U形側溝で堅固な覆蓋のないものは、有効幅員に算入しないものとする。

(すみ切り)

第5条 指定道路が他の道路と接続する部分及び指定道路相互の交差は、できるかぎり直角に近いものとし、両側にすみ切りを設けるものとする。ただし、次の各号のいずれか

に該当する場合は、別図第2に規定する措置並びにこれに準じて交通上及び安全上支障がない措置を講ずることにより、片側に限り設けないことができる。

(1) 指定道路を河川、水路等に沿って築造する場合で、これに交差する道路の橋梁等によりすみ切りを設けることができないと認められる場合

(2) 角地に既存の建築物、堅固な擁壁、がけ等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められる場合

2 指定道路が他の道路に接続する部分で、内角がやむを得ず60度未満となる場合は、底辺の長さが3メートル以上となる二等辺三角形のすみ切りを設けなければならない。

3 法第42条第2項の道路に接続する場合のすみ切りは、後退線より設けなければならない。

(こう配)

第6条 指定道路の縦断こう配は、9パーセント以下としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる保全対策を講じた場合には12パーセント以下とすることができる。

(1) コンクリート等による滑り止め舗装

(2) 適当な位置へのコンクリート製の横断側溝（蓋を格子蓋としたものに限る。）の設置

2 指定道路の路面には適当な値の横断こう配が付されていなければならない。

3 指定道路が他の道路に接続する部分又は指定道路が相互に交差する部分には、原則として縦断こう配2.5パーセント以下で、かつ、延長6メートル以上の緩衝部分を設けなければならない。

(舗装)

第7条 指定道路の路面は、原則としてアスファルト舗装又はコンクリート舗装とする。

(排水施設)

第8条 令第144条の4第1項第5号の規定による排水施設は、別図第3及び次に掲げるものとする。

(1) 側溝は、両側に設けることを原則とし、適当な位置に掃除ますを設けるものとする。

(2) 側溝の構造は、コンクリート製の内法寸法が24センチメートル以上のU形側溝、幅が45センチメートル以上のL形側溝又はこれと同等以上の機能を持ち、排水上及び耐力上支障のないものでなければならない。

2 排水施設の流末は、開発区域内の下水及び雨水を適切に排水できるよう他の有効な排水施設に接続しなければならない。この場合において、周辺地域の状況により一体的に整備する必要があると認められるときは、周辺地域を含めた排水施設としなければならない。

(転回広場の基準)

第9条 転回広場を設ける場合の形状は、別図第4及びこれに準ずるもので有効と認められるものでなければならない。

(防護施設)

第10条 指定道路が屈曲、がけ及び水路等により通行に危険を伴うおそれがある箇所又は落石等により当該道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、ガードレール、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けなければならない。

(指定道路内の突出物)

第11条 指定道路内に突出物がある場合は、指定をおこなわないものとする。

(接続道路)

第12条 指定道路は、法第42条第1項各号に規定する幅員4メートル以上の道路（以下「道路」という。）に接続しなければならない。ただし、法第42条第2項に該当する幅員1.8メートル以上4メートル未満の道に接続する場合で、開発区域側に道路としてみなされた後退部分を分筆し、公衆用道路に地目変更し、舗装したときは、この限りでない。

(権利者の同意)

第13条 道路の位置の指定を廃止しようとする場合又は変更により一部廃止しようとする場合は、廃止しようとする道路及び当該道路に接する土地の権利者並びに当該道路に接する建物の所有者の承諾を得るものとする。ただし、廃止する道路に接する土地及び建物で、廃止する道路とブロック塀等で画されているもの（出入口等があるものを除く。）については、この限りでない。

附則の次に別図として次の4図を加える。

附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

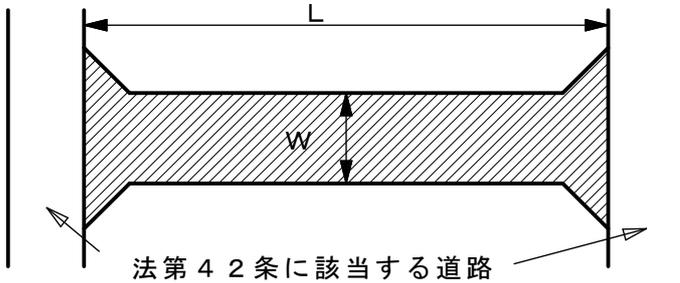
附 則

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

別図第 1 (第 4 条関係)

1 延長、幅員

(1) 両端接続道路



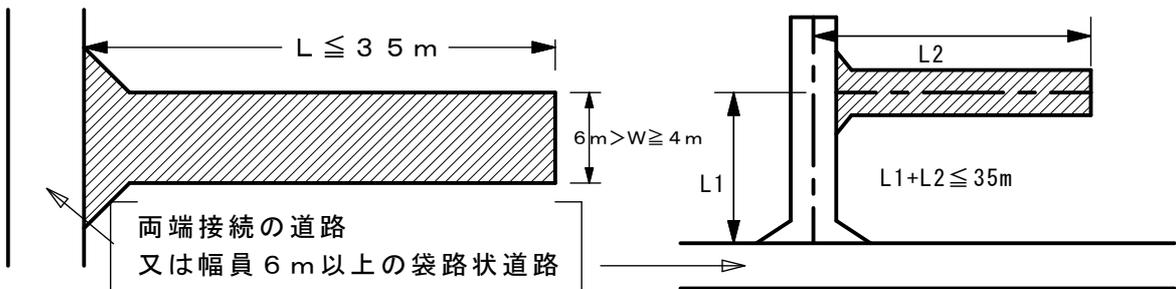
- ・ 延長 (L) が 100 m 以下のとき  
車道幅員 (W) は 4 m 以上
- ・ 延長 (L) が 100 m を超えると  
き車道幅員 (W) は 5 m 以上

(2) 袋路状道路 (終端を敷地境界とする)

ア 延長が 35 m 以下の場合

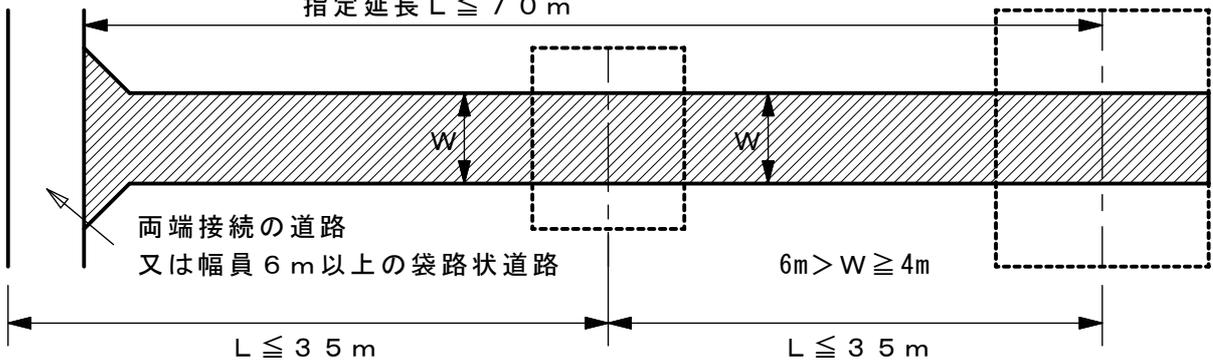
(7) 一般

(イ) 接続道路が幅員 6 m 未満の  
袋路状道路の場合



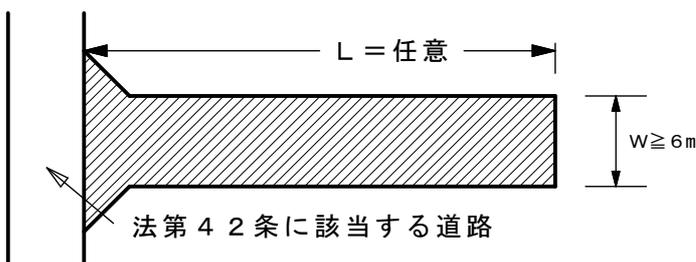
イ 延長が 35 m を超える場合

指定延長  $L \leq 70 \text{ m}$

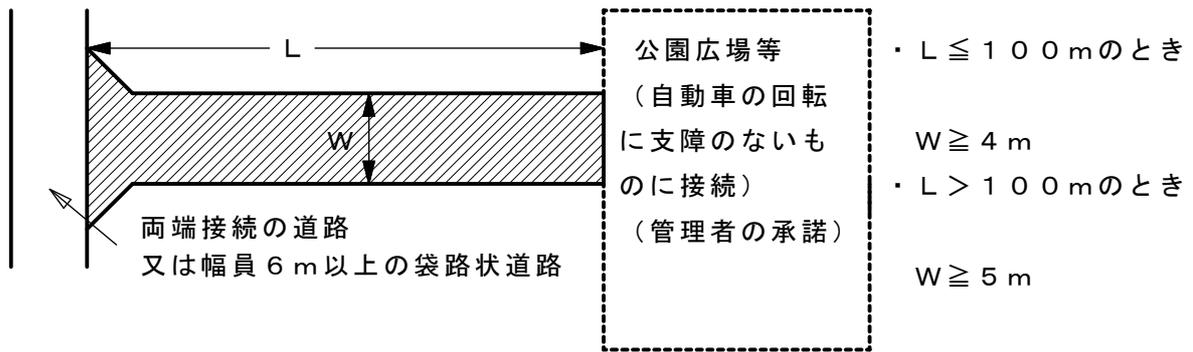


- ・ 建設省告示 1837 号 (指定基準第 9 条) に適合する転回広場の設置

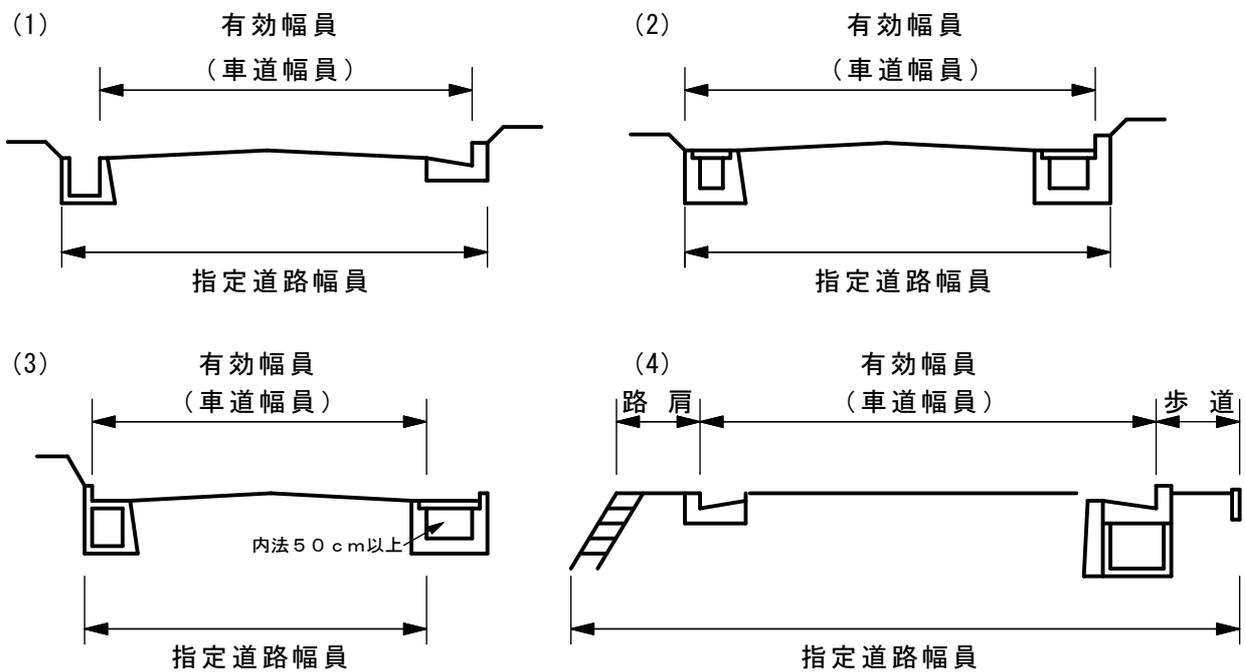
ウ 幅員 6 m 以上の場合



エ 終端が公園、広場に接続している場合



2 道路幅員の取り方

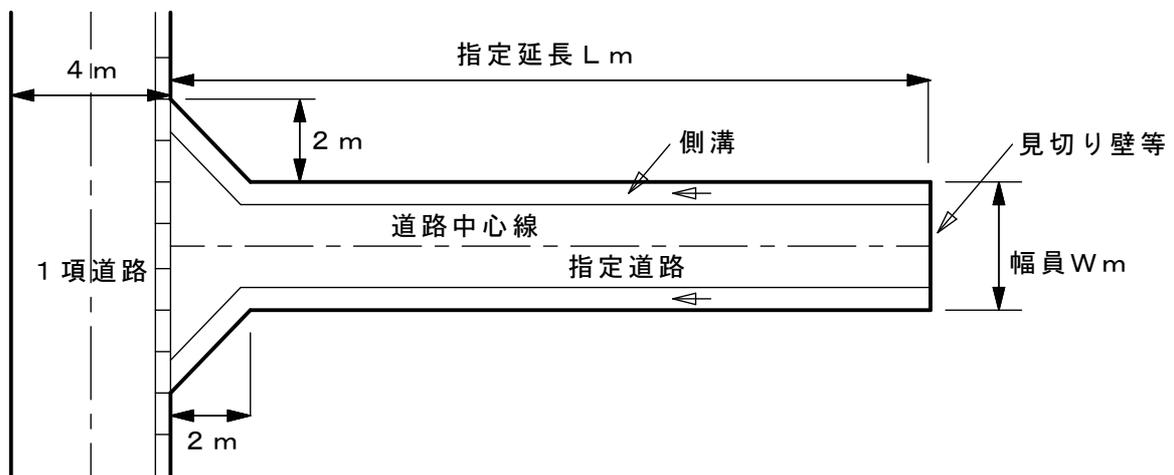


※ガードレール等は、車道幅員に含めない。

別図第 2 (第 5 条関係)

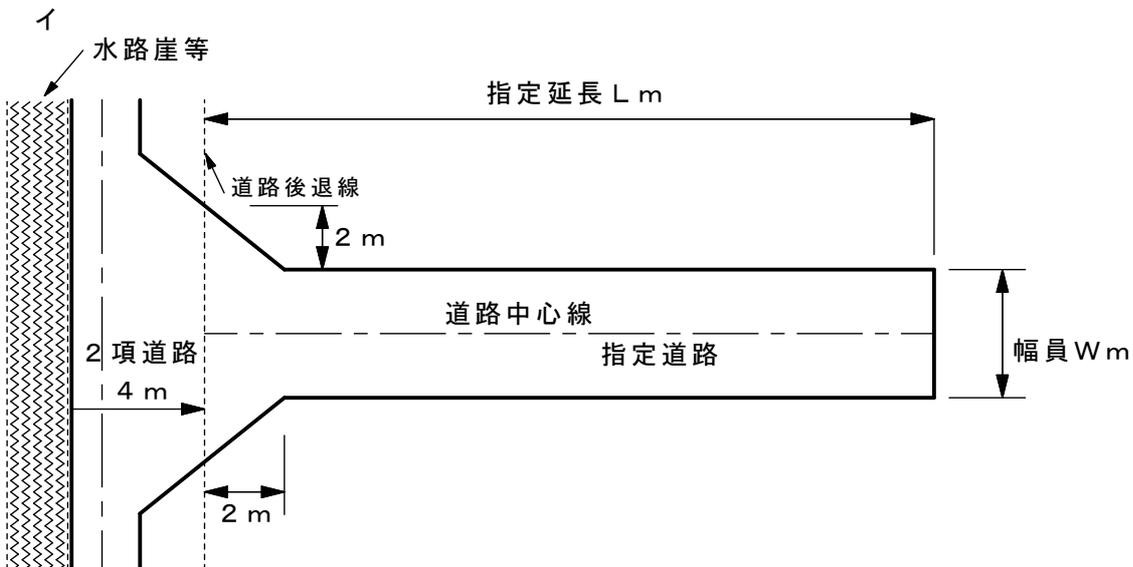
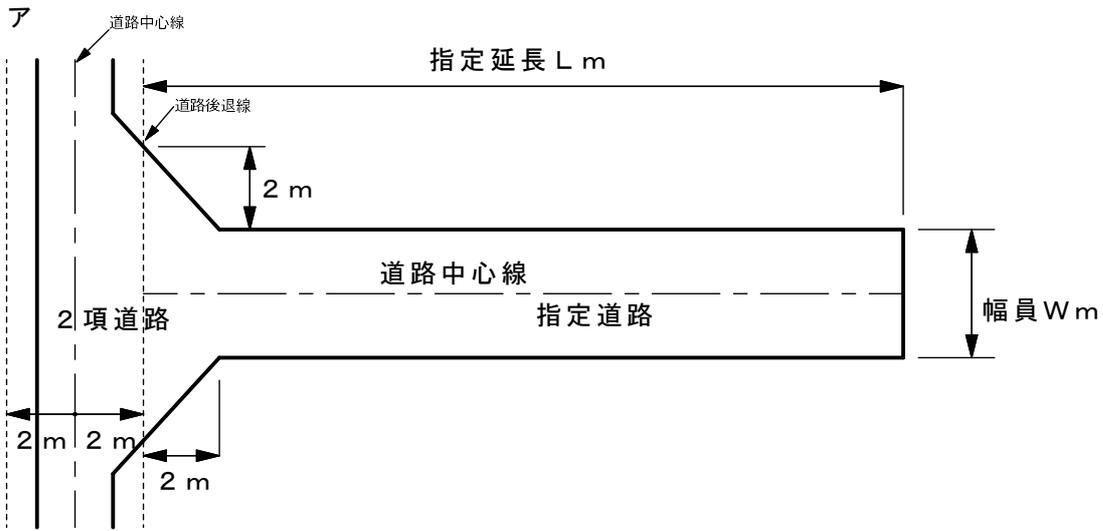
1 すみ切り

(1) 標準

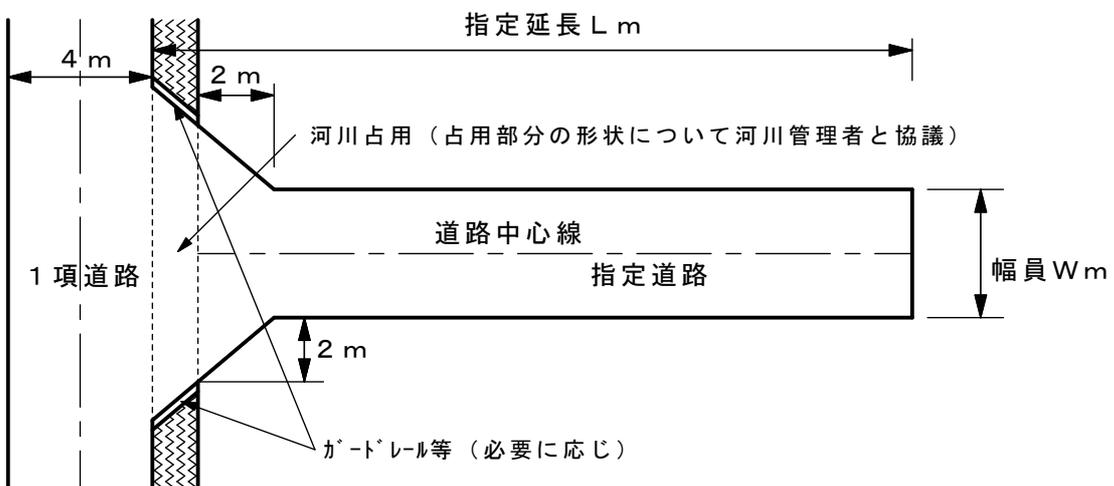


(2) 法第42条第2項道路に接続する場合

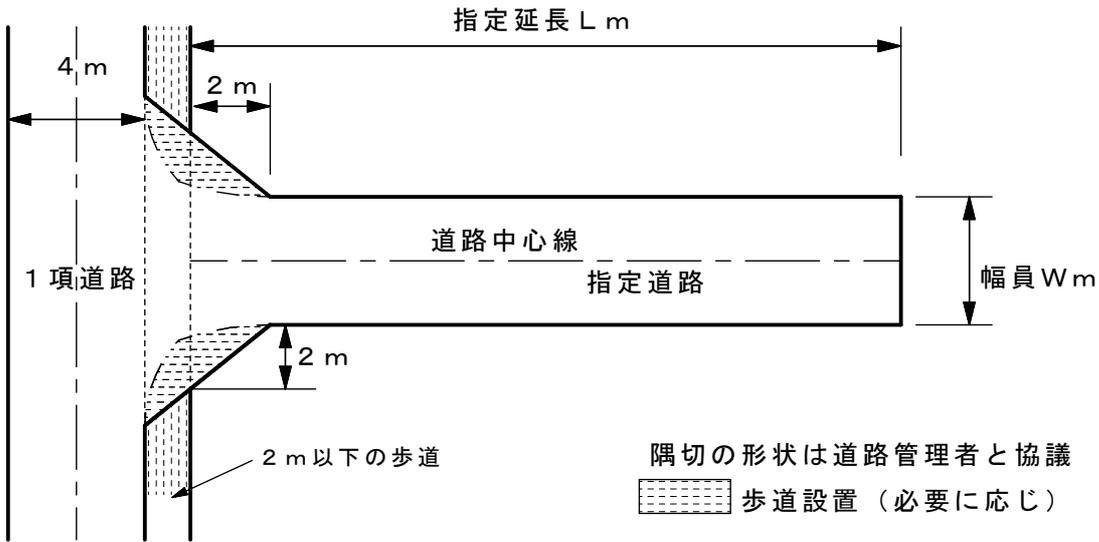
(開発区域の道路後退部分は分筆し地目を公衆用道路とし、原則舗装する。)



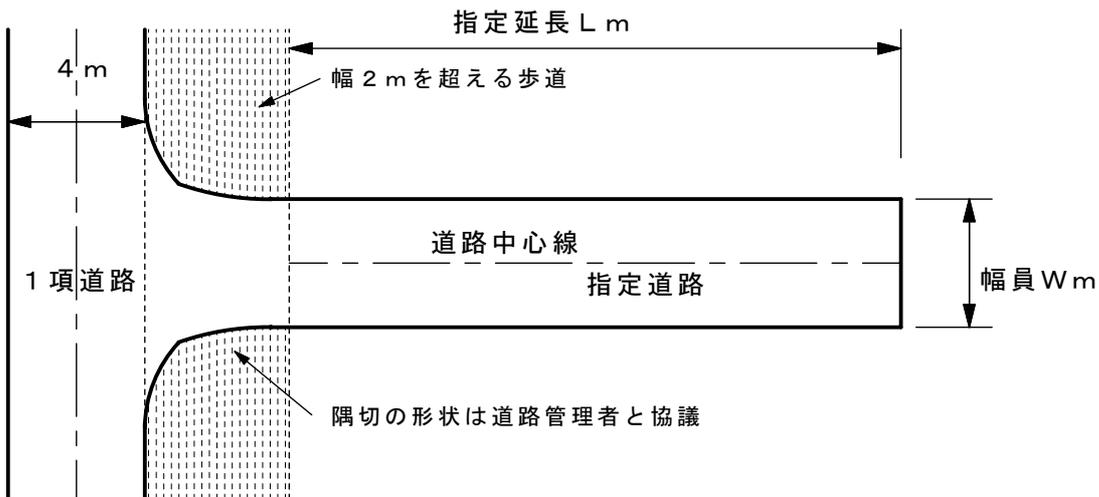
(3) 水路を挟んで接続する場合



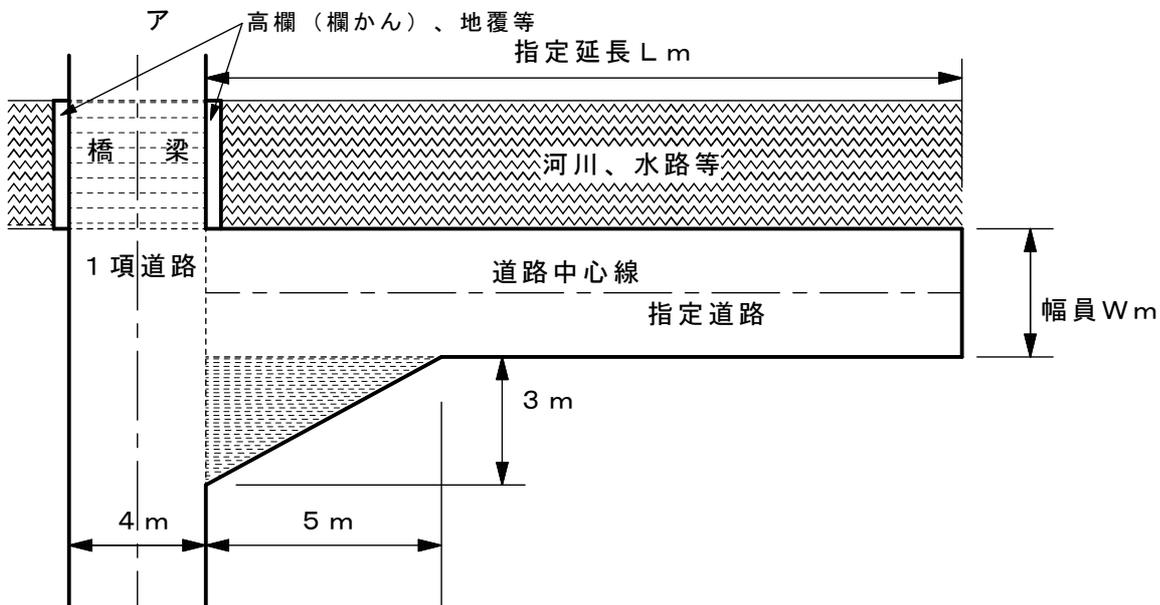
(4) 歩道を挟んで接続する場合

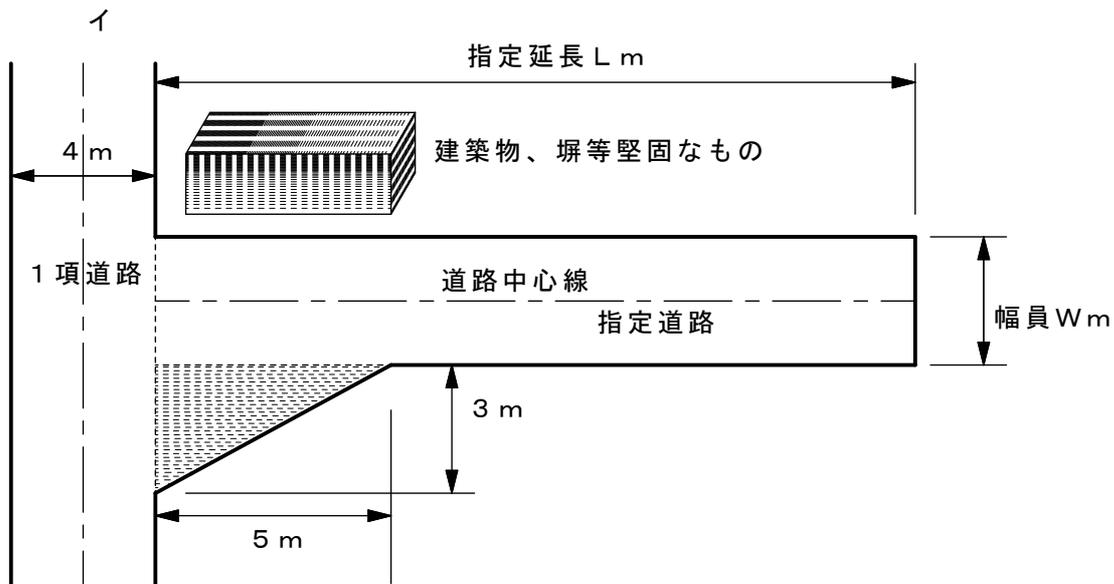


(5) 道路管理者と協議により、特定行政庁が周囲の判断によりやむを得ないと認め、隅切を設ける必要がない場合

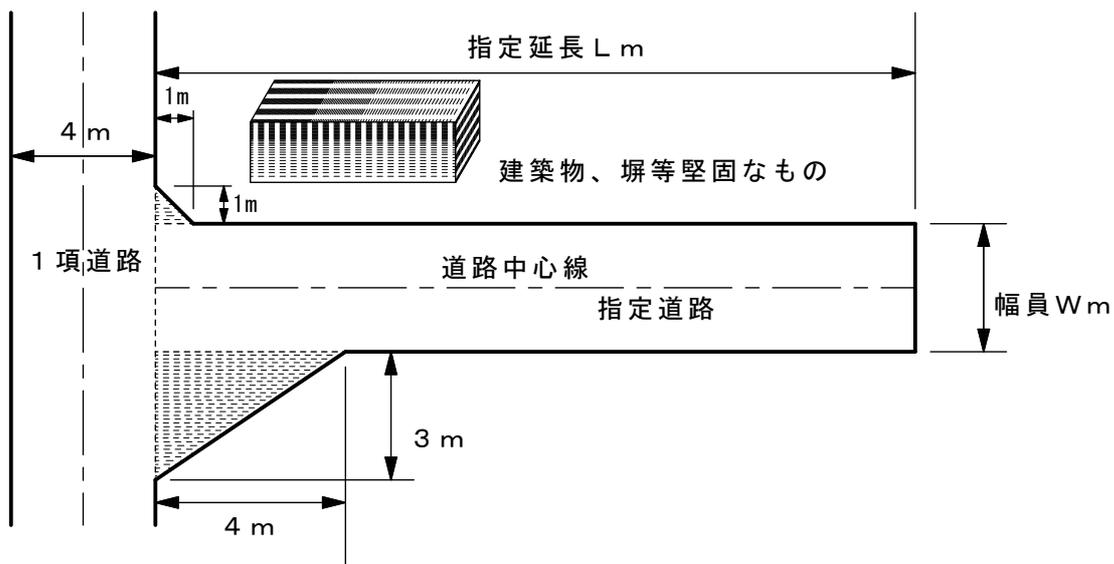


(6) 特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、片側隅切にできる場合





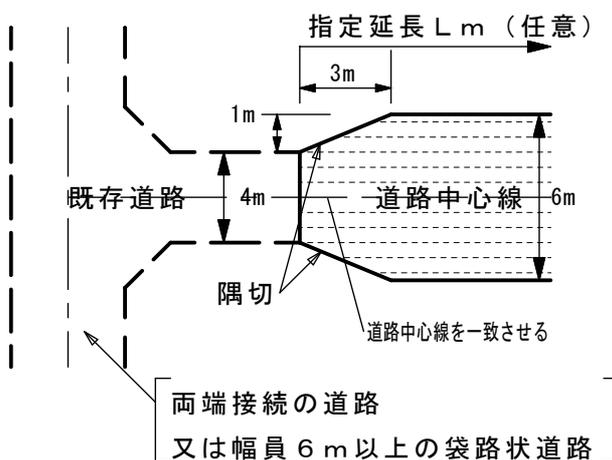
(7) 変則隅切の場合



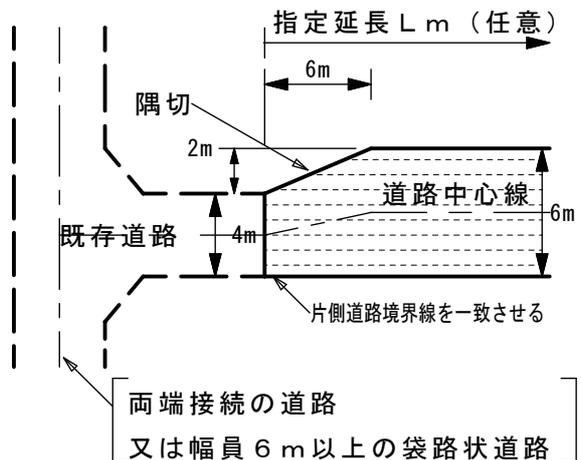
ア 既存袋路状道路（法第42条道路）の延長

（既存袋路状道路が法第42条第2項道路の場合は別途協議のこと）

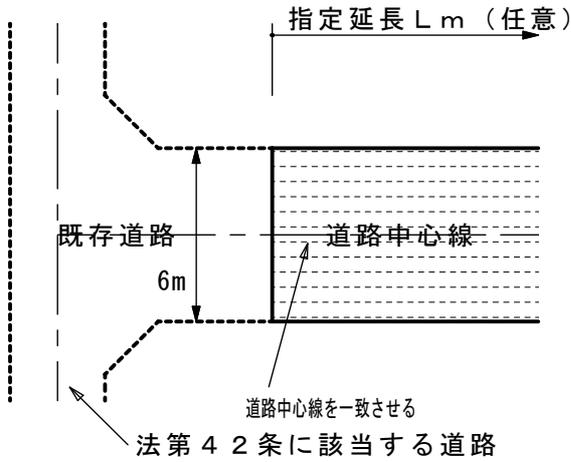
(7)



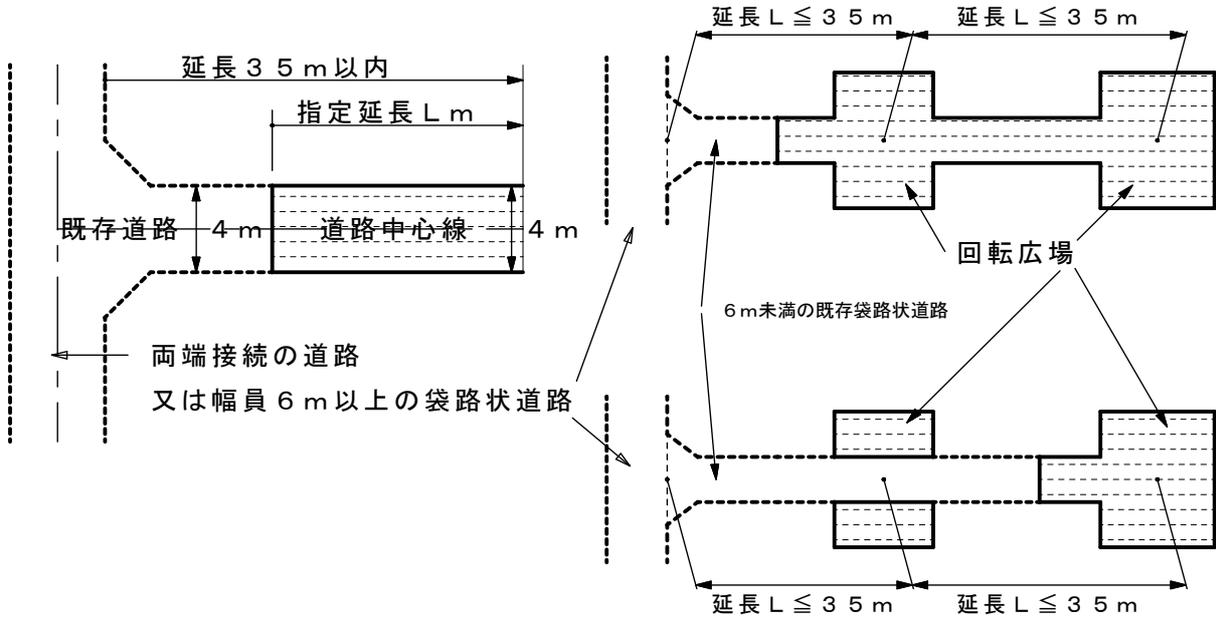
(イ)



(ウ)

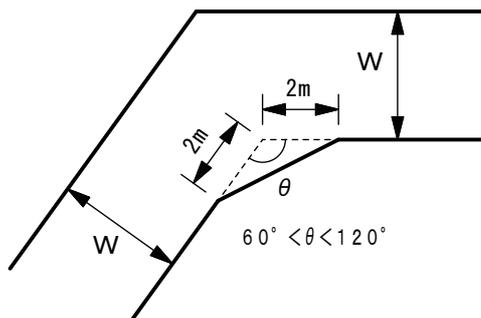


(イ) 6m未満の既存袋路状道路をその幅員で延長する場合

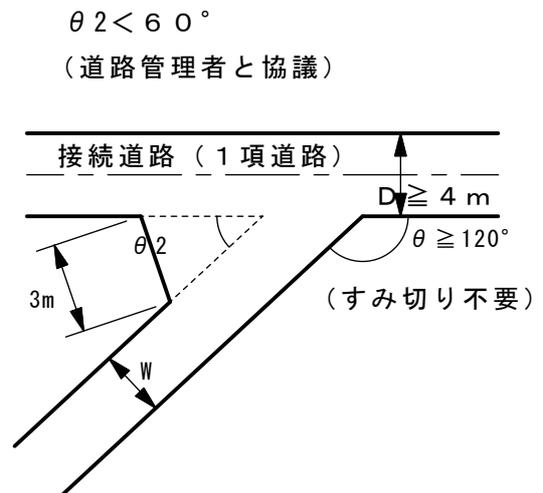


イ その他すみ切り

(7)



(4)

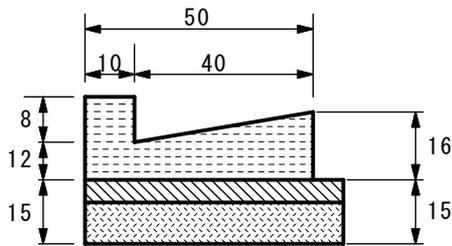


別図第3 (第8条関係)

(単位: cm)

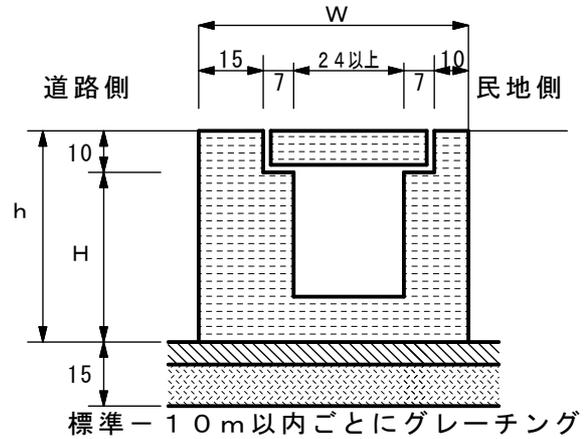
1 排水施設

(1) L型側溝



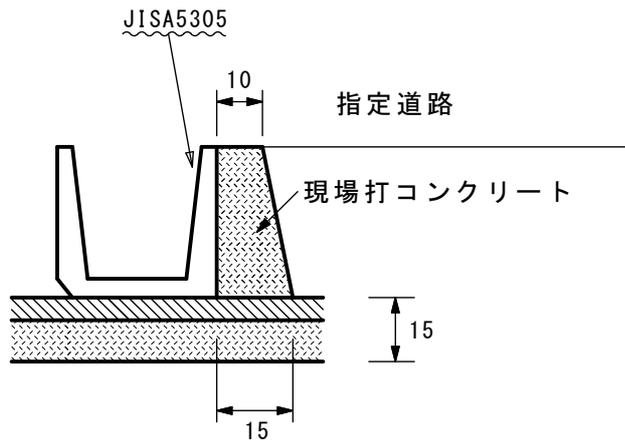
標準 - 20 m以内ごとに  
集水柵を設置

(2) U型側溝



標準 - 10 m以内ごとにグレーチング  
(T-14以上)を設置

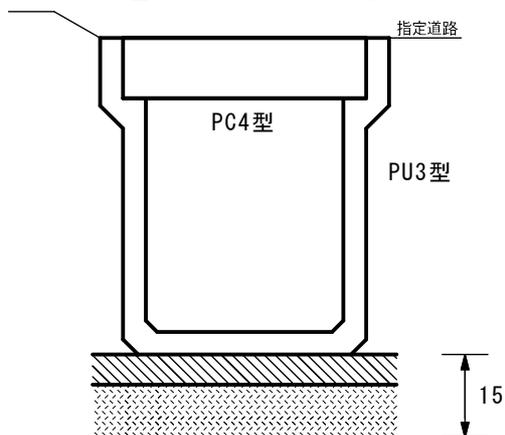
(3) U字側溝 (2次製品)



(4) U型側溝 (コンクリート2次製品)

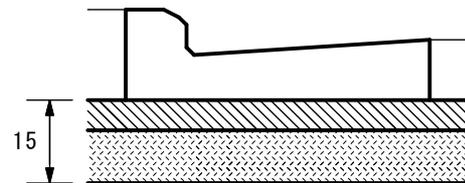
道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝  
(PU3型)

道路用プレキャスト鉄筋コンクリートU型側溝蓋  
(PC4型)



(5) L型側溝 (コンクリート2次製品)

鉄筋コンクリートL型250B、  
300、350のみとする。



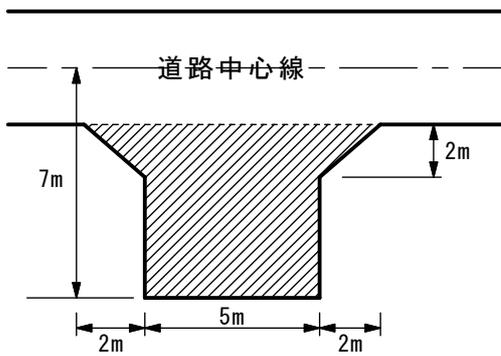
U字側溝、L型側溝、U型側溝、見切コンクリートで2次製品を使用する場合は、仕様書等の提出により承認を得ること。

別図第4 (第9条関係)

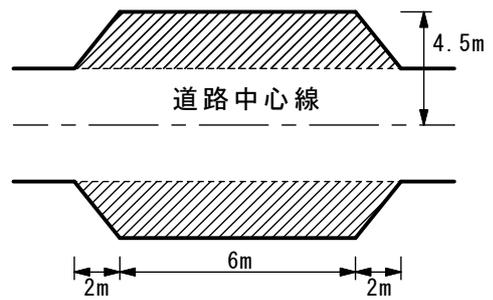
1 転回広場の形状

(1) 中間に設けるもの

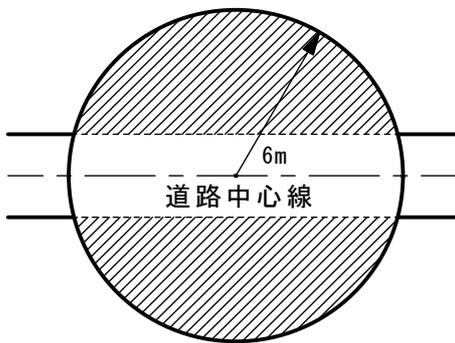
ア



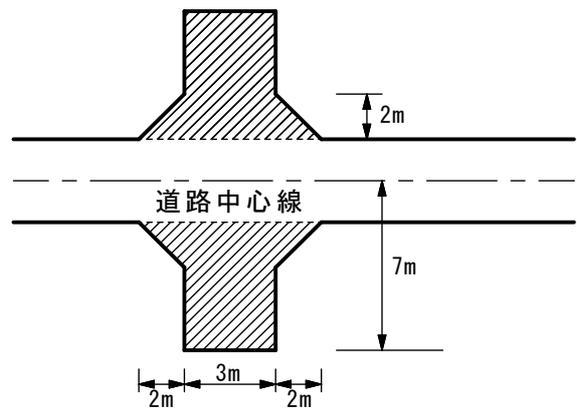
イ



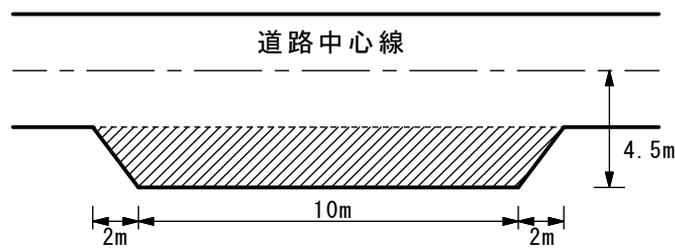
ウ



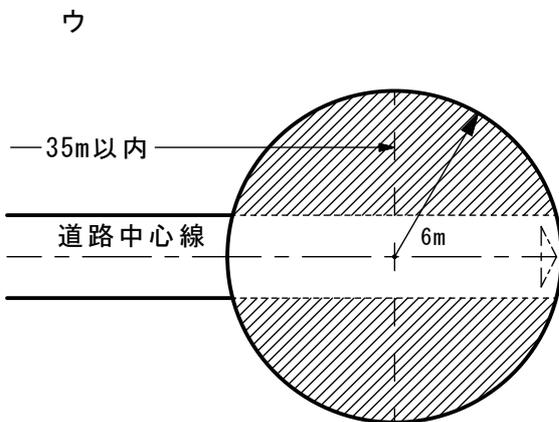
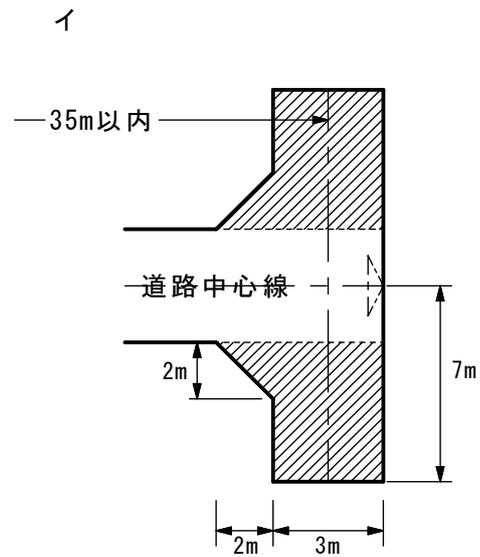
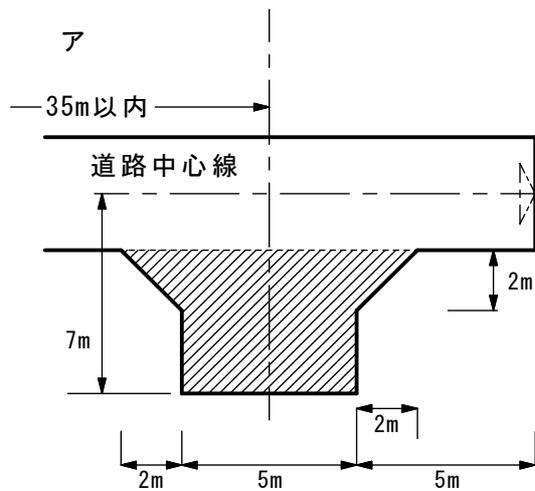
エ



オ



(2) 終端に設けるもの



寸法は有効幅とする。  
 道路延長

○ 自動車の転回広場に関する基準（昭和45年12月28日建設省告示第1837号）

建築基準法施行令第144条の4第1項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が2mをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。